

平成 29 年 10 月 2 日

石狩市学校給食センターにおけるアレルギー対応給食提供方針

石狩市教育委員会
学校給食センター

石狩市学校給食センターにおける食物アレルギー対応給食の提供について、以下の方針により執り行うものとする。

1 対象食物

- 1) 牛乳
- 2) 鶏卵

2 対応内容

- ・牛乳の代替として麦茶を提供する。
- ・牛乳が含まれる加工品は、センターでの調理を必要としない加工品に限り代替食を提供する。
- ・鶏卵は、材料の一部に含まれる対象食物をセンターでの調理過程で確実に除去できる場合は除去食を提供し、センターでの調理を必要としない加工品については代替食を提供する。（主食は除く。）
- ・代替食を提供する場合においては、対象食物以外へのアレルギー対応は行わない（代替食の代替食は用意しない）。
- ・除去食及び代替食は、給食センターで対象児童生徒の氏名を明記した個人用専用容器に入れ、配送する。

3 対象児童生徒

下記のいずれにも該当し、かつ、保護者との面談を経て校内アレルギー対応委員会が取組プランを決定した児童生徒を対象とする。

- 1) 対象食物に対するアレルギーを持つことが医師発行の「学校生活管理指導表」から明らかであること。
- 2) 家庭においても原因食品の除去等のアレルギー対応を行っていること。

4 提供開始時期

平成 30 年 8 月を目途として提供を開始する。

5 その他

- 1) キウイフルーツ、そば、魚卵、生卵、生魚、ナッツ類は給食に使用しない。
- 2) 除去食を提供する日は、対象者のおかわりを禁止する。
- 3) 保護者には、調理・製造の過程で偶発的に微量混入する（コンタミネーション）の可能性は否定できないことを説明する。
- 4) 除去食を提供する場合も通常の給食費を徴収する。ただし、牛乳も代替の麦茶も飲まない場合は給食費から牛乳代を差し引く。
- 5) 対象児童生徒には個別のアレルギー明示献立表を配付する。また、対象食物以外にアレルギーを持つ児童生徒についても、学校生活管理指導表を提出し、取組プランの対象となっている場合には個別のアレルギー明示献立表を配付する。
なお、毎月の献立にかかる全てのアレルギーを明示した一覧表は市ホームページで継続して公開する。
- 6) 上記のほか、アレルギーの申し出をしている児童生徒には、引き続き学校生活管理指導表の提出を働きかけるものとする。

石狩市学校給食センターにおけるアレルギー対応

1. 学校給食における食品別対応例（平成30年夏季休業終了後からを予定）

①卵

対象食品名	区分	献立名	対応内容
鶏卵	除去食	鶏唐揚げ	卵を入れない衣をつけ、新しい油で調理する。
		卵スープ かきたまスープ かきたま汁	洗浄・切裁後の食材を取り分け、鶏卵なしの汁を調理する。
うずら卵	除去食	あんかけラーメン ちゃんぽん麺	洗浄・切裁後の食材を取り分け、うずら卵なしの麺用スープを調理する。
		中華煮 八宝菜 味噌おでん	洗浄・切裁後の食材を取り分け、うずら卵なしの煮物を調理する。
(卵入り加工食品)	代替食	プリン	卵不使用のプリンに代替
		原宿ドック	卵不使用のマフィン等に代替

②乳及び乳製品

対象食品名	区分	献立名	対応内容
牛乳	代替食	牛乳	麦茶に代替 ※厚田センターも対応
(乳及び乳製品入り加工食品)	代替食	チーズ	小袋の小魚等に代替
		原宿ドック	乳製品不使用のマフィン等に代替

2. アレルギー明示献立の配付

個別のアレルギー明示献立表（使用食品が詳細に記載されている献立表）を対象児童生徒及び学校に配付する。